

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 30 年 8 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1 件

厚生年金保険関係 1 件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1800031 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1800021 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 34 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 10 月 1 日から昭和 61 年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、当該期間前の標準報酬月額（30 万円）及び当該期間後の標準報酬月額（32 万円）と比較して、著しく低額の 17 万円と記録されている。当時の給与は毎年増額していたので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B社は、請求者の請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、請求者の当該期間の標準報酬月額が著しく低額に記録されている理由については不明と回答している上、請求者も給与明細書等を所持していないことから、請求者の請求期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、C企業年金基金から提出された「加入員台帳（写）」によると、請求者の請求期間に係る標準給与額は、17 万円と記載されており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求者の標準報酬月額の記載内容に不備はなく、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われた形跡もないなど、請求者の標準報酬月額の記録に不自然な点は見られない。

このほか、請求期間について、請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。